

広報 すずかかめやま 地区広域連合

3

2026

March

目次

介護保険のお知らせ

- ・介護保険住宅改修費の受領委任払い制度を開始します P2~P3
- ・地域密着型サービスをご存知ですか P4

No.
75

しだれ梅とメジロ（鈴鹿市国分町地内）… 梅の開花時期は、2月下旬から3月
下旬で、3月上旬には、見頃を迎えます。鈴鹿亀山地域には、梅の名所が何か所
もあり、メジロなどの野鳥も訪れる美しい景色を楽しむことができます。

～介護保険住宅改修費の受領委任払い制度を開始します～

介護保険の要介護認定（要支援 1～2 または要介護 1～5）を受けている方が、在宅において自立した日常生活を送るために、手すりの取付けや段差の解消など介護保険の対象となる住宅改修を行う場合、申請により改修費用（原則一人当たり 20 万円が上限）の一部が鈴鹿亀山地区広域連合から支給されます。

住宅改修費の支給を受けるためには、住宅改修を行う前に、鈴鹿亀山地区広域連合での事前協議が必要となります。住宅改修費の支給を希望される場合は、**必ず改修工事着工前に担当のケアマネジャーにご相談ください。**



受領委任払いについて

「受領委任払い」とは、利用者が介護保険の対象となる住宅改修費の利用者負担分（1～3割分）を住宅改修施工業者に支払い、保険給付分（7～9割分）を鈴鹿亀山地区広域連合から住宅改修施工業者に支払う方法です。「受領委任払い」制度では、利用者が改修費用を全額支払う必要がなくなり、負担が軽減されます。

ただし、介護保険住宅改修の上限額（原則一人当たり 20 万円）を超える費用や、介護保険対象外の費用については、利用者が住宅改修施工業者に支払います。

なお、「受領委任払い」で改修工事ができるのは、鈴鹿亀山地区広域連合に「受領委任払い」の登録をしている住宅改修施工業者のみです。

受領委任払い制度を利用する住宅改修は、

令和8年4月1日から事前協議の受付を開始します。



受領委任払い制度が利用できない場合

以下の条件に1つでも該当する場合は、住宅改修の受領委任払い制度が利用できません。

- 利用者に介護保険料の滞納がある
- 利用者が介護保険料の滞納などを原因とした給付制限を受けている
- 利用者が医療機関や介護保険施設などに入院や入所をしている、または、おおむね1月以内に退院や退所の見込みがない
- 「受領委任払い」の事業者の登録をしていない住宅改修施工業者での住宅改修
- 受領委任払いの利用について、受領委任払い取扱い施工業者の承諾が得られていない



受領委任払い取扱い施工業者について

受領委任払いの取扱いができる住宅改修施工業者については、登録が必要になり、令和8年3月から受付を開始しています。受領委任払いの登録をしている住宅改修施工業者をお知りになりたい場合は、随时鈴鹿亀山地区広域連合のホームページに掲載しますので、ご確認ください。



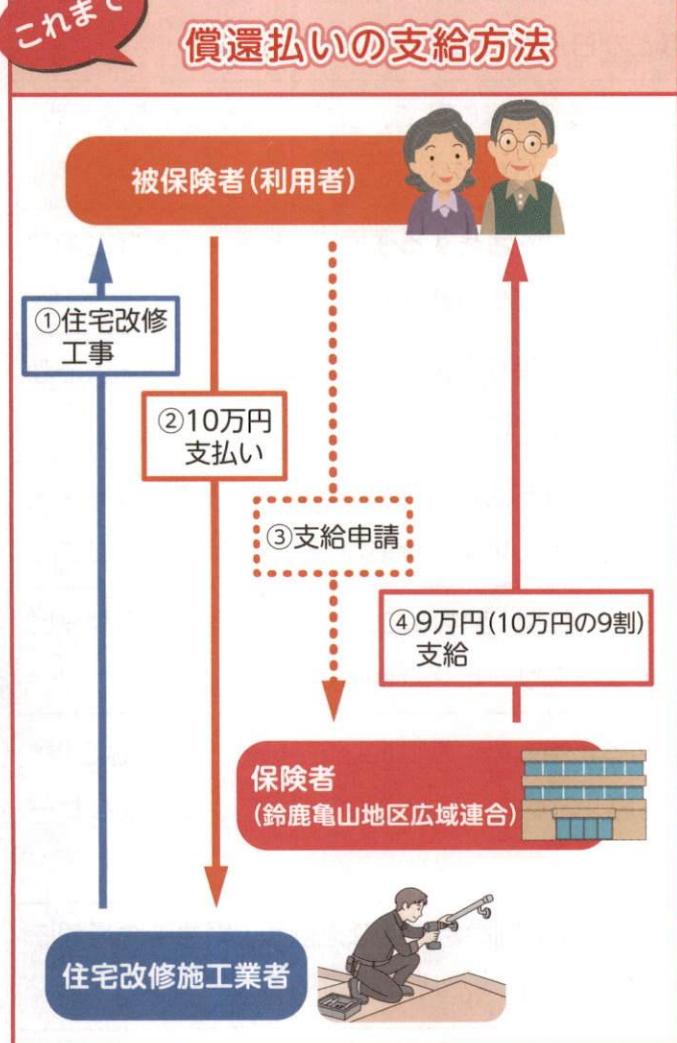
住宅改修費の支給方法について

例

利用者負担割合1割の方が、10万円の住宅改修を行ったとき

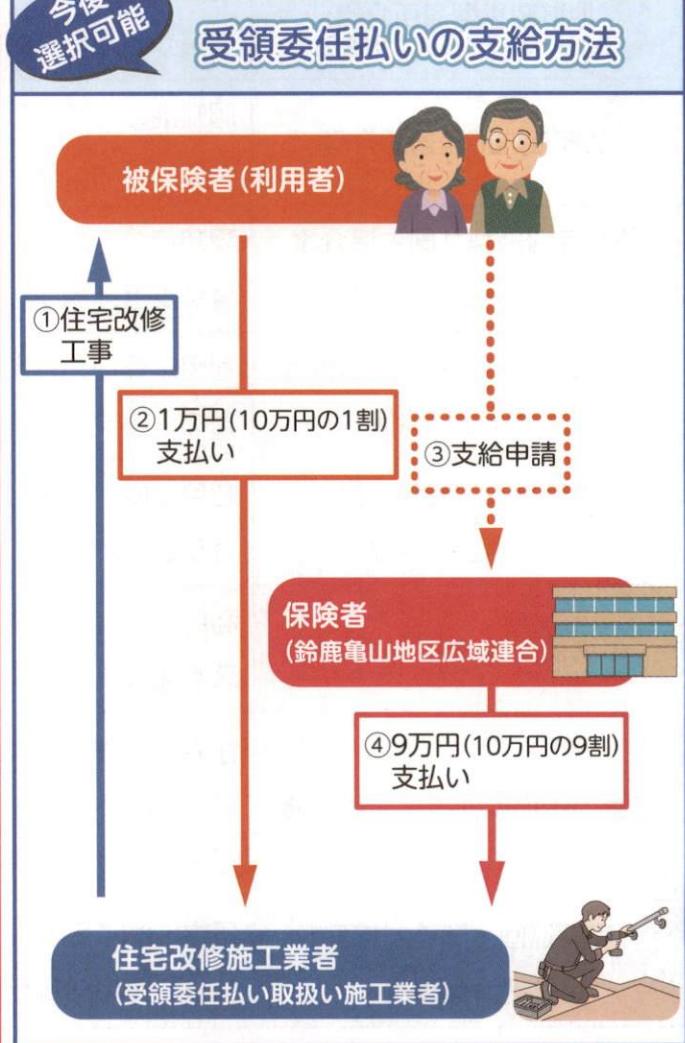
これまで

償還払いの支給方法



今後選択可能

受領委任払いの支給方法



「受領委任払い制度が利用できない場合」に該当する方については、これまでの支給方法である「**償還払い**」となります。また、鈴鹿亀山地区広域連合での事前協議を行わずに着工した住宅改修については、住宅改修費の支給はありません。必ず、担当のケアマネジャーに事前にご相談ください。



「地域密着型サービス」をご存知ですか？



地域密着型サービスは、要介護や要支援状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するサービスです。地域密着型サービスを利用できるのは、原則として鈴鹿市・亀山市に住民票のある要介護認定（要支援1～2または要介護1～5）を受けている方に限られます。

鈴鹿亀山地区広域連合は地域密着型サービス事業者の指定を行っています。令和8年3月時点で鈴鹿市・亀山市で利用できる地域密着型サービスについてご紹介します。

サービスの種類	サービスの内容
地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象とした通所介護施設で、食事・入浴などの支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が、少人数で共同生活をする住居で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などが受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	利用定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や、機能訓練などが受けられます。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	利用定員が29人以下の有料老人ホームなどの特定施設で、食事・入浴などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。
小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて、「通い」を中心に、「訪問」「宿泊」のサービスを組み合わせて、多機能なサービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	在宅で医療ニーズのある利用者の選択に応じて、「通い」を中心に「訪問（介護・看護）」「宿泊」のサービスを組み合わせて、多機能なサービスが受けられます。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、1日複数回の定期的な巡回や、緊急時の通報により随時の対応を受けられます。

※鈴鹿亀山地区広域連合管内の介護保険事業所については、広域連合のホームページでご確認ください。



介護保険
事業所
確認ページ

発行/鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp